

鳥取県公報

目次

告示

昭年二十七年五月十四日

第二千二百九十四号 金曜日

本書ノ大キサハ国定規格▲五角

◆鳥取縣告示第一百二十四號

建設業法第十四條第四号の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十七年二月二十六日まつ消した

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則

職員の給与の支給に関する規則

小売販売業者甲の業者登録
卸売販売業者の最低登録保有数

山守診療所の廃止
昭和二十六年度鳥取縣木炭増産改良施設補助要綱

建設業者の登録まつ消

府縣道の区域変更

児童福祉施設の認可

建設業者登録簿

登録番号	登録年月日	商号又は名稱	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事 登録第六二号	昭和二十六年十二月二十六日	尾崎組	八頭郡河原町一丁目六〇四二号	尾崎信一

◆鳥取縣告示第百二十六號

府縣道阿毘縁安來線の中道路の一部区域を次のように変更し、変更区域をもつてその区域と定め告示の日から供用を開始する。但し、在來の道路及びその附屬物は告示の日から供用を廃止する。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

旧 域	新 域
日野郡大宮村大字印賀字横見道下、一二三番地先より同一、二二五番地先を経て日野郡大宮村大字印賀字横見道上、一四六番地先に至る	日野郡大宮村大字印賀字横見道下、二二三番地先より日野郡大宮村大字印賀字横見道上、一四八番地先を経て日野郡大宮村大字印賀字横見道上、一、二四六番地先に至る

地先に至る

別紙図面の通り（図面省略）

◆鳥取縣告示第百二十七號

兒童福祉法（昭和二十一年法律第六十四号）第三十五条第二項の規定による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別	經營主體	施設の名稱	施設の長氏名	施設の所在地	一定員	認可年月日
保育所	下北條村	下北條村	村長	東伯郡下	名昭和二十	
保育所	中江	豊北條村大字下神	一〇七一年	一〇七一年	一日	

◆鳥取縣告示第百二十八號

昭和十五年六月鳥取縣告示第四百四十七号をもつて公示した診療所の中山守診療所を昭和二十七年三月一日限り廢止した。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00089

◆鳥取縣告示第百二十九號

昭和二十六年度島取縣木炭增産改良施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年度島取縣木炭增産改良施設補助

要綱

一、知事は木炭の増産並びに品質の改良を図るために予算の範囲内に於ける工事の実績を認定する。

二、補助金は、別表に掲げる施設に要する費用に対し、同表に掲げる補助率の範囲内においてこれを定める。

三、補助金の交付を受けようとするものは、様式第一号の申請書に次に掲げる書類を添付し、昭和二十七年三月二十五日までに知事に提出しなければならない。

1、事業計畫書（様式第一号）

2、経費内訳書（様式第三号）

3、その他知事において必要と認める書類

- 四、知事は補助しようとするものを決定した場合はそのものに對し事業の認証をする。
- 五、事業の認証をうけたものが工事を完了したときは遅滞なく様式第四号の工事完了届に経費内訳書（様式第三号に準ずる）を添えて知事に提出しなければならない。
- 六、補助金は、前項の完了届が提出された後實地検査の上費用の多寡、事業の難易、成績の良否を斟酌してこれを受け付ける。
- 七、天災その他やむを得ない事由により期間内に事業を完了することができないときは、遅滞なくその旨知事に報告し指示を受けなければならない。
- 八、この要綱によつて構築した施設の用途を変更し又は処分しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。
- 九、次の各号の一に該当する場合においては補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。
- 1、この要綱の規定に違反したとき

00090

- 2、事業施行の方途が不適当と認めたとき
3、申請書その他知事に提出した書類に虚偽の記載をなし又は事業について不正の行爲があつたとき
4、補助金交付の條件に基いて知事に提出する書類は、すべて所

十、この要綱に基いて知事に提出する書類は、すべて所轄地方事務所長を経由しなければならない。

別表

年 月 日

施設種目	補助率	補 助 條 件
炭窯構築	事業費に對し十分の二・五	本県内で現に製炭をなしつつあるものが知事の優良と認められる炭窯を構築したもの

様式第二号

知事殿

氏

名 (印)

施行者住 所

昭和二十六年度炭窯構築補助申請書
別紙事業計畫書の通り實施致したいので昭和二十六年度鳥取県木炭増産改良施設補助要綱により補助金交付下さるよう関係書類を添え申請致します

様式第一号

昭和二十六年度炭窯構築補助申請書

構築箇所	窯の種類	窯の型式	窯の大きさ	一回の出炭量	築窯経費	事業完了予定期限	備考
白(黒)炭	高横縦						

様式第三号

事業計画書

経費内訳書

種別	數量	單価	金額	備考
計		円	円	

様式第四号

工事完了届

認記年月日	構築箇所	窯の種類	窯の型式	窯の大きさ	一回の出炭量	築窯経費	工事完了年月日	備考
	白(黒)炭	高横縦						

右の通り構築完了致しましたので経費内訳書を添え届け出致します

年 月 日

施行者住 所

氏

名 (印)

00092

◆鳥取縣告示第百三十一號

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二條第二項の規定により次の者に対し小売販賣業者甲の業者登録をした。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	代表者氏名	營業所所在地
四〇二	谷 岡 政 男	倉吉町宮川町一五七ノ六

◆鳥取縣告示百三十二號

食糧管理法施行規則（昭和二十六年農林省令第百三号）第二十二條の規定により卸販賣業者の最低登録保有数を次のように定める。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00093

人事委員會規則

◆鳥取縣人事委員會規則第二號

職務に専念する義務の特例に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 達

職務に専念する義務の特例に関する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十六年鳥取縣條例第五号）第二條第四号の規定に基き、人事委員会の定める職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。

事	由	期	間
一 証人、鑑定人、参考人等として、官公署等の呼出しに應ずる場合	そのつど必要と認める期間		
二 傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の規定による交通しや断又は隔離により職務に從事できない場合	そのつど必要と認める期間		
三 風水震火災その他非常災害による交通しや断等により職務に從事できない場合	右に同じ		
四 風水震火災その他非常災害による、職員の現住居が滅失又は破壊された場合	一週間を超えない範囲内で、そのつど必要と認める期間		
五 交通機関の事故その他不可抗力の原因により、職務に從事できない場合	そのつど必要と認める期間		
六 非常事態の発生により、職務に從事できない場合	右に同じ		
七 公務又は私事による負傷若しくは疾病（予防注射又は予防接種による著しい發熱等の場合を含む。）の場合	醫師の証明等に基き、引き続き九十日をこえない範囲内で、最少限度必要と認める期間		

0009

00095

十七 配偶者の分娩の場合	十六 職員の結婚の場合	二日以内	二十一 父母の祭日の場合	二十二 前各号に掲げるもの 外、人事委員会が必要と認め る場合	十九 年末年始の休暇日の場合	十八 災害救助法(昭和二十二 年法律第百八十八号)の規定に 基く災害救助訓練に参加する 場合
右に同じ	二日以内	七日	一日	一日	三日	三日
同 卑属(孫) 二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	同 卑属 二親等の直系尊属 二親等の傍系者 三親等の傍系尊属 代襲相続の場合祭具等 の継承を受ける者	一日	一日	一日	一日	一日
姻族	一親等の直系尊属 二親等の直系尊属 二親等の傍系者 三親等の傍系尊属	三日	三日	三日	三日	三日
姻族	一親等の直系尊属	三日	三十 年次有給休暇の場合	二十 一年次有給休暇日の場合	十九 年末年始の休暇日の場合	十八 災害救助法(昭和二十二 年法律第百八十八号)の規定に 基く災害救助訓練に参加する 場合
この規則は、公布の日から施行する。	附 則	慣習上最少限度必要と認 める期間	十二月二十九日から十二 月三十一日までの間並び に一月一日及び一月三日	一年を通じ二十日、但し、 年の中途において新規に 採用された職員のその年 における年次有給休暇の 日数は、二十日の日数 に、発令以後の月数(一箇 月に満たない月は切り上 げる。)を一二で除した 数を乗じた日数とする。	十二月二十九日から十二 月三十一日までの間並び に一月一日及び一月三日	そのつど必要と認める期 間

00096

◆鳥取縣人事委員會規則第三號

職員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月十四日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 邦

職員の給与の支給に関する規則

職員の給与に関する條例（昭和二十六年鳥取縣條例第三号）第五條及び第十八條の規定に基き、この規則を定める。

（この規則の目的）

第一條 この規則は、職員の給与の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の支給）

第二條 職員の給料の支給期日は、毎月二十一日とする。

但し、その日が日曜日又は休日に当るときは、その日前において、その日最も近い日曜日又は休日でない日を支給期日とする。

- 2 任命権者は、前項に規定する支給期日を特に変更する必要がある場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。
- 3 職員の給与に関する條例（以下「給与條例」といいう。）第五條に規定する計算期間（以下「計算期間」という。）中給料の支給期日後において、新たに職員となつた者及び計算期間中給料の支給期日前において、退職し又は死亡した職員の給料はその際支給する。
- 4 職員が予算上の科目（以下「費目」という。）を異にして移動した場合の給料は日割によつて計算（以下「日割計算」という。）し、発令の前日までの分を、その者が從前支給を受けていた費目から支給し、発令当日以降の分を、その者が新たに支給を受けこととなつた費目から支給する。
- 5 前項の場合において、その移動が計算期間中給料の支給期日前であるときは、その者が從前支給を受けていた費目からその際支給し、その移動が計算期間中給料の支給期日後であるときは、その者が新たに支給を受ける。

00097

受けることとなつた費目からその際支給する。

第五條 職員が、職員又はその收入によつて生計を維持

する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀及びやむを得

（給料の返納）

職の場合は休職給（本來の給料との差額）をその際支

給する。

第七條 職員が計算期間中給料の支給期日後において、費目を異にして移動した場合は、発令当日以降の分を、その者が從前給料の支給を受けていた費目にその際返納せなければならぬ。

2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、停職、減給、専從休暇等により過拂いとなつた場合はその者が從前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。

第八條 給与條例第九條第一項に規定する届出は、扶養親族居（別記様式第一号）によらなければならない。

第九條 任命権者が、職員から前條の届出を受けたときは届書記載の扶養親族が給与條例第八條第二項に規定する要件を備えているかどうかを確めて認定しなければならない。

2 任命権者は、左に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

一 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

二 その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額三万二千円程度以上である者。（年の中途において、月額二千六百円程度以上の所得を得るに至りその原因が継続すると認められる者を含む。）

三 不具廢疾者の場合は、前二号によるの外、終身労務に服することができない程度でない者

3 任命権者は職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合は、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その職員の扶養親族として認定することができる。

第十條 任命権者は、前條の認定を行うに当つて必要と認める場合は、扶養事實を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第十一條 扶養手当は、職員が左の各号の一に該当し、給与を減額された場合においても額しないものとす

されている場合には、その給料及び扶養手当の合計額に、支給地域の区分に應する支給割合を乗じた額を勤務地手当として支給する。

(給与の減額)

第十五條 職員が承認なくして勤務しなかつた時間数は、その計算期間の全時間数によつて計算し、この場合において一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときは、一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。

第十六條 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料及びこれに対する勤務地手当から差し引く。但し退職、休職、停

職又は専從休暇の場合において減額すべき給与額を、給料及びそれに対する勤務地手当から差し引くことができないときは、給与條例の規定に基くその他の未支給の給与から差し引く。

2 前項の場合において、なお減額すべき給与額を差し引くことができないときは、第七條の規定を準用する。

る。

一 給与條例第十二條の規定により給与を減額された場合

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第四十号)以下の「懲戒條例」としては、それらの所在地をもつて前項の所在地とする。

第十二條 扶養手当は給料の支給方法に準じて支給する。(勤務地手当の支給)

第十三條 勤務地手当は、職員の在勤公署の所在地の属する地域の区分に従つて支給する。

2 前項の公署に支所、分室その他これに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員について

3 勤務が二以上の地域にまたがる職員の勤務地手当は、その職員の主たる勤務地の属する地域の区分に従つて支給する。

第十四條 勤務地手当は、給料の支給方法に準じて支給する。但し、給料及び扶養手当が日割計算により算出

(超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給)

第十七條 超過勤務手当、休日給及び夜勤手当(以下「超過勤務手当等」という。)は、超過勤務、休日勤務

及び夜勤命令簿(別記様式第二号)により勤務を命ぜられた職員に対し、その實際に勤務した時間について支給する。

第十八條 超過勤務、休日勤務及び夜勤の勤務時間数は、その計算期間全時間数(超過勤務のうち支給割合を異なる部分があるときは、その異にする部分毎に各別に計算した時間数)によつて計算し、その時間数に一時間未満の端数を生じた場合は、第十五條の規定を準用する。

第十九條 超過勤務手当等は、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日に支給する。但し、勤務時間の報告が遅れる場合等でその日に支給することができないときは、その日後において支給することができる。

る非常の場合の費用に充てるため請求した場合は、そ

の日までの分をその際支給し、職員が、その支給を受

けていた費目を異にして移動し又は退職し、若しくは死亡した場合は、その移動し又は退職し若しくは死亡した日までの分をその際支給する。

第二十條 その日の勤務時間が始まる前に超過勤務したときは、その日の超過勤務として取扱う。但し、引続き翌日にわたり超過勤務したときは翌日の勤務時間が始まる前までの超過勤務時間はその日の超過勤務として取扱うものとする。

2 宿直及び日直勤務（休日における日直勤務を除く。）は超過勤務として取扱う。但し、この場合の勤務時間は、休憩時間及び睡眠時間（通常の宿直勤務にあつては、八時間とする。）を控除した實働時間による。

3 任命権者は必要と認める場合は、人事委員会の許可を得て前号の超過勤務手当を定額とすることができる。

4 休憩時間又は睡眠時間中に所属長の命により勤務した場合（前号により定額とした場合を除く。）は、超

過勤務として取扱う。

5 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）第十九号の規定による休暇日の勤務については、正規の勤務時間内は超過勤務手当を支給せず、その勤務時間のこえる勤務のみ超過勤務として取扱う。

6 公務による旅行（出張及び赴任を含む。以下同じ。）中の職員は、その旅行中正規の勤務時間を勤務したもとのみなす。但し、その目的地において正規の勤務時間外に勤務すべきことを職員の所属長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、且つその勤務時間につき明確に証明できるものについては、超過勤務手当を支給する。

第二十一條 休日給は、休日に特に勤務を命ぜられた職員の外、休日に当然勤務することになつている交替制勤務、現場勤務等の職員に支給する。

2 休日給は、休日における正規の勤務時間中にあける實働時間に対して支給し、正規の勤務時間を超えて勤

00101

（勤務一時間当たりの給与額算出の基礎となる給料の月額）

第二十三條 給与条例第十六條に規定する給料の月額は、ては、休日給を支給せず、超過勤務支当を支給する。

4 公務により、旅行中の職員に対する休日給については、第二十二條第六項の取扱に準ずる。

5 一勤務が二日にまたがる勤務でその一日が休日にあたるときの休日給は、休日に當る日の勤務に対しても支給する。

第二十二條 夜勤手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた實働時間に対して支給する。

2 午後十時から翌日の午前五時までの間にあける正規の勤務時間中の勤務の中に休日に當る部分がある場合を併給する。

3 正規の勤務時間をこえる勤務として午後十時から翌日の午前五時までの間において勤務した場合には、その勤務に対しても夜勤手当を支給せず、超過勤務手当を支給する。

附 則

（この規則の施行に関し必要な事項）

第二十四條 この規則に定めるものの外、職員の給与の支給に關し必要な事項は別に定める。

1 この規則は公布の日から施行する。

2 扶養親族届（様式第一号）、超過勤務、休日勤務及び夜勤命令簿（様式第二号）は、これに相当する從前の様式のものを保有している間これを使用することができる。

00102

卷之二十一

各戸の長	合	職	主	査	※認定年月日	昭和年月日	
勤務箇所		職名	職務の級	級	号給	申請者氏名	認定
採用年月日	申請者現住所						
※認定印	家族氏名	申との 配偶者 の続柄	生年月日	(同別居居具の 別居の 事実の 有無)	所得 不疾患有 事業山林 資産その 他の所得	得 業収入 給与 田面積 入収	内 容 内 証 他 摘要 扶養 の期
※扶養 妻 夫 親 人 族 欄	異動年月日 配偶者 年 月 か ら	子 孫 父 母 祖父 祖母 弟 妹 不 収 合 計	異動年月日 配偶者 年 月 か ら	子 孫 父 母 祖父 祖母 弟 妹 不 収 合 計	※記載の事項は調査の結果相違ないことを証明する。	所 属 長 職 氏 名	④

上記記載の事項は調査の結果相違ないことを証明する。

所屬長職氏名

三

様式第二号

計	(月分) 超過勤務休日勤務及び夜勤命令簿												名職官
	所属 長印		直接監 督責任 者印		月 日		曜		登 庁		退 庁		勤務の区分
三一	三〇	二九	二八	四	三	二	一	日 時間	の	時間	時間	時間	
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	時 命	勤	勤	勤	勤	勤務の区分
								部 25	超過勤務	勤務	勤務	勤務	勤務の区分
								100 分の	の	の	の	の	の
								部 150	超過勤務	勤務	勤務	勤務	勤務の区分
								100 分の	の	の	の	の	の
								勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務の区分
								休日	休日	休日	休日	休日	休日
								夜勤	夜勤	夜勤	夜勤	夜勤	夜勤
								從事	從事	從事	從事	從事	從事
								事務	事務	事務	事務	事務	事務
								の 内 容	の 内 容	の 内 容	の 内 容	の 内 容	の 内 容
								の 印	の 印	の 印	の 印	の 印	の 印

備考 任命権者は、必要に応じこの様式に所要事項を加え又は横書きとすることができる。